

ゲノム編集技術応用食品についての生産者からの意見

2018年12月27日
 農民運動全国連合会
 常任委員 齋藤敏之

生命維持の食料を生産する農民として、「ゲノム編集技術」を活用した「育種」によって生産された種子の育成者権が、強化・独占される恐れがあること、その食品の安全性について消費者から多くの疑問が出されていること、さらには、それらが、食料生産の持続可能性から多くの問題が指摘されていることなどから、商業栽培には反対します。

1. ゲノム編集技術は農民の技術ではない

「種を制する者は世界を制す」と言われるほど、種子と農薬や化学肥料をセットにしたビジネスモデルが広がり食糧の生産が大規模工業型農業にシフトしました。

しかし、除草剤耐性の遺伝子組み換え作物の単位面積当たりの収量は減少し始め、種子価格は発売当初の4倍になっています・さらに、除草剤の残留が、土壌と、人体への影響が指摘され、遺伝子組み換え作物や、除草剤の使用を規制する動きが強まっています。

ゲノム編集は、この技術とは違う、自然界で起こる突然変異と同等との意見もありますが、仮に安全性について同等だとしても、その種子の育成者権が農民に移るとは考えられません。

この農民の「種子への権利」をめぐって、国際的には大きな変化が生まれています。

2. 種子をめぐる国際的な動きは、持続可能な農業生産をめざす方向に

★植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV）

15条「育成者権の例外」として農民が「自己の経営地において栽培して得た収穫物を、自己の経営地において増殖の目的で使用することができるよう……いかなる品種についても育成者権を制限することができる」

★食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（ITPJR 種の条約）

9条3項「この条のいかなる規定も、農場で保存されている種子又は繁殖性の素材を国内法令に従って適当な場所に保存し、利用し、交換、および販売する権利を有する場合には、その権利を制限するものではない」

★農民の権利宣言 19条（種子の権利）

1. 小農民と農村で働く人々は、本宣言第28条に基づいて、次の内容を含む種子に対する権利を有する。
 - a) 食料と農業のための植物遺伝資源にかかわる伝統的知識を保護する権利
 - b) 食料と農業のための植物遺伝資源の利用から生じる利益の受け取りに公平に参加する権利
 - c) 食料と農業のための植物遺伝資源の保護と持続可能な利用にかかわる事柄について、

決定に参加する権利

d) 自家採種の種苗を保存、利用、交換、販売する権利

2. 小農民と農村で働く人々は、自らの種子と伝統的知識を維持、管理、保護、育成する権利を持つ。

第 20 条 【生物多様性の権利】

1. 国は、関係する国際的義務にのっとり、小農民と農村で働く人々の権利の完全な享受の促進と保護のため、生物多様性の喪失を予防し、その保全と持続可能な利用を保障するため、適切な措置を取らなければならない。

3. 国際的には、種子の公共性を強めているが日本は逆

日本政府は、「種子への権利」の拡大に向かう国際的な流れに逆行し、自家増殖禁止の登録品種を 82～289 品種に増やす育成者権の強化をおこないました。

こうした方針からは、ゲノム編集で開発された「種子」が、自家増殖可能な品種になることはありえないと思います。

4. 農民による自家増殖ができない種子は持続性がない

農業は、食料を生産する産業です。その生命産業は、新しいエネルギーを生み出す産業でもあります。しかし、遺伝子組換え農産物や、ゲノム編集技術によって作り出される種子は、大規模工業型農業むけに開発されています。こうした種子の自家増殖は認めないでしょう。

この大規模工業型農業が問題になっている原因は、生産のための投下エネルギーよりも、生産されるエネルギーが少ないことです。この持続可能性の問題をゲノム編集技術で、この問題を解決できるとは考えられません。

さらにこの生命産業を、ビジネスチャンスと捉えるような企業の種子独占には反対です。

5. オリンピックの食材は、生産工程の公表を義務付けている。

2020 のオリ・パラの食材調達は、グローバル GAP 認証農産物が条件とのことです。この件でも明らかなように、こうした動きは世界的に広まっています。

こうした状況が広がる中で「ゲノム編集は自然界の突然変異と同等」と主張するのであれば、堂々と胸を張って「これはゲノム編集食品です」と表示して、消費者の判断を仰ぐべきです。

以上